

第2分科会 討論記録

司会：森本祥子

(国立国語研究所)

記録：清水恵枝

(静岡大学大学院情報学研究所)

鎌田和栄 (河内長野市教育委員会社会教育課市史編修室)

8月のオープンキャンパスで展示室の利用が増えているが、2006年度の一次資料以外の資料の閲覧が多いことについて。

西山 (京都大学大学文書館)

展示室のすぐ脇には扉がない閲覧室がある。展示室に入室された方が、気軽に閲覧室に寄られて印刷物を手に取られたとき、カウントするという方法をとっているのので、資料の閲覧数が増えている。

大西愛 (大阪大学出版会)

大学の行政職員が自分の業務参考の目的で利用している数は確認をしているか。

西山

かなりあると申し上げる。だいたい年度末に集中する。学部、研究所の職員の利用もかなりある。

大西

それは閲覧室の利用時間に関係なく常時受け付けているのか。

西山

月から金の勤務時間であれば対応している。

小川千代子 (国際資料研究所)

京都大学大学文書館のレファレンス業務についてもう少し説明をいただきたい。

西山

レファレンス数も少なくない。ある月の統計では19件あったと記憶している。年間では150~200件ぐらいの数になると思われる。利用者層は学内の事務、教員からの問い合わせ。それからマスコミ関係。あるいは飛び込みで来られる方もある。展示室に直接来られることもある。内容はほぼ100%、京都大学の歴史的な事象に関することである。

河合正廣 (防衛庁防衛研究所図書館)

「大学文書館閲覧室の利用案内」の中に、「非公開とすべき個人情報をチェックします」とあり、時間がかかると書いてあるがどういう意味か。

西山

まず簿冊単位で公開できるものできないものを選別する。中には部分的に公開できない情報が含まれている。それに関しては、閲覧の請求があってから、簿冊を職員が確認して該当する個人情報の部分に黒い付箋を貼って閲覧に供している。したがって、閲覧までに時間がかかる場合がある。

それを解消する対策として2つ方法があり、ひとつは利用者がWeb上で公開されている目録を見て、事前に閲覧したい資料を指定していただく方法である。そうすると文書館としても準備をすることができる。

もうひとつは、マイクロ撮影をして紙焼きを作成しておくことである。紙焼きを作成した段階で、個人情報の部分について、付箋を貼ってコピーした紙焼きのものを利用していただくことで、待ち時間の短縮につながっている。

小川千代子 (国際資料研究所)

大学文書館の業務と自治体や企業のアーカイブズを比較した場合、大学アーカイブズであるという特色はどのようなところだと

考えられるか。

西山

基本的に大学文書館は自治体や企業のアーカイブズと変わらないと考えている。しかし大学文書館が扱う資料の中に、個人資料といわれるものがある。その資料には京都大学の教員としておられた方の、個人的な研究や教育に関する蓄積がある。そのような資料を扱うことが、おそらく大学におけるアーカイブズの大きな特徴といえるのではないだろうか。ただ難しいのは、そのような資料を扱うのが本当に大学アーカイブズの役割であるのかどうかということである。

それから、大学アーカイブズで集めた資料を使いながら、大学アーカイブズの組織構成員である職員が、主体となって教育や研究を行っていることも特徴になるのかもしれない。ほかには大学アーカイブズの展示は、おおよそおしなべて大学の歴史全体を扱っている。そのようなところが自治体や企業のアーカイブズと比較したときの相違かと思われる。

小川

重ねて質問がある。部局が60もある京都大学で、整理されていないまとまった研究資料が保管されている可能性がかなりあると思われるが、そのような資料に対して、大学文書館が情報を把握しようとするような努力は業務の範囲に入りうるものだろうか。

西山

個人的にはありうると考えている。しかしそのような研究資料を預かるのはたぶん不可能だと思われる。学術的な資料というのは、やはりその専門家でないとしても扱えない部分がひじょうに多い。大学文書館がどれだけ責任をもった管理ができるかというのはたいへん難しい。そのような理由から、やはり大学文書館における業務の中の優先度でいえ

ば、決して高いというわけではない。

川原由佳里（日本赤十字看護大学）

情報公開法以前と以後で、文書の残り方に違いがあるか。

西山

京都大学は他の大学に比べると、文書の残りがひじょうにいい大学である。それはおそらく、京都大学が自覚的だったということではなく、大学の移転もなければ、自然災害も受けなかった。戦災からもまぬがれ、そのような理由がもたらした結果であると思われる。文書がシリーズで当時から現在に至るまで残っていることが少なくない。情報公開法の以前と以後で、文書の残り方に違いがあるとは思ってはいない。情報公開法が施行されるので文書を捨てたという話もないと思っている。

川中和也（堺市役所総務局総務部行政課）

京都大学における現用文書の情報公開は、どの部局で対応しているのかがまず1点目の質問である。

2点目は移管される非現用文書の中で、約2割ほどが分館保存であるということであるが、分館保存の文書に関する情報は、文書館が持っている目録の中にも記載されているのか。

西山

まず、現用文書の情報公開は秘書・広報室が対応している。

それから分館保存になる文書について、目録に関していえば、そもそも文書はファイル管理簿に記載されている。保存年限が満了になったときに文書館に移管するか、分館に保存にするかはそこで決められるが、保存年限が満了になった文書のリストはすべて文書館に渡されることになっているので、分館保存になった文書の情報について

も文書館は把握している。

司会

今回京都大学の事例を中心に話をしていた。京都大学には京都大学のやり方、他の大学には他の大学のやり方とあると述べられたが、そのあたりを相対化させるとして、私立大学で長く勤務しておられる東海大学の加瀬さんに東海大学の活動についてご紹介いただきたい。

加瀬大（東海大学学園史資料センター）

私立大学の中である程度一般化できることかもしれないと考えていることがある。国立大学と決定的に違うのは文書管理というシステムである。国立大学がいわゆる官僚組織的な組織として動いてきたということに対し、私立大学にはそのような歴史があまりみられない。創立者といわれる人物の周囲に人が集まり、それを同志的な結合と呼んでいるが、そのような一種の熱気の中で大学を盛り上げ、大学を大きくしていった歴史があるように思えてならない。

そうすると、必然的にそのような場所や大学という組織の中には文書が残らない実情がある。場合によってはメモや、内々に物事を決めていくところが当然あったであろうと推測される。したがって、ある程度組織が大きくなり、多くの人が関わってくる段階にならないと、文書を回覧して組織を運営していくというシステムができあがってこなかったというような歴史があるように思える。したがって東海大学の50年史を編纂したとき、個人資料を中心に収集した理由は、事務部局をおろそかにしたのではなく、そのような歴史的背景を理解した上で、東海大学の初期のころから関わってきた先生方の資料を収集するという方法をとったのであろうと考えている。

西山

今回の報告で組織運営のための資料と表現してきたのは、法人文書のみを限定しているわけではないということである。近年、文書の書き方については、ひじょうに形式的になる一方である。文書から事実の確定はできるけれども、それ以前にどういう概念だったのか、どのような議論がなされたのかということとはほとんどうかがい知ることができない。それを補うものとして個人的な資料もある。今回それも含めて組織運営のための資料と述べてきた。このような微妙なバランスの中で業務を遂行しており、これが壊れないよう配慮しなければならないというのが、今回の報告の中心に位置付けられるものである。